

支 出 書

会 派 名	新政クラブ	整理 No.2-1
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 2 研 修 費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広 報 費 6 広 聴 費 7 要請・陳情活動費 8 会 議 費 9 人 件 費 10 事 務 所 費	
金 額	349,284 円	
支出年月日	2019 年 5 月 14 日	
支 出 内 容	5 月 21 日～23 日 ・自治政策講座（神奈川県横浜市） ・自治体総合フェア（東京都江東区） への参加費及び出張旅費	
支 出 先	別添、領収書のとおり	

領 収 書 (該当○印)	☒ (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

別紙

領収書添付用紙

支出書整理 No.2-1

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

2019年5月14日

(会派名) 新政クラブ

(代表者) 大塚 忠司

¥86,140

但 5月21日～23日、東京都
江東区と横浜市への出張旅費

上記正に領収いたしました

(会派名) 新政クラブ

(名 前) 大塚 忠司



	金 額	摘要
交通費	47,240 円	東京都江東区・横浜市
日当	9,300 円	3 日
宿泊料	29,600 円	2 泊
(合計)	86,140 円	

領 収 書

2019年5月14日

(会派名) 新政クラブ

(代表者) 大塚 忠司

¥86,140

但 5月21日～23日、東京都
江東区と横浜市への出張旅費

上記正に領収いたしました

(会派名) 新政クラブ

(名 前) 八杉 光乗



	金 額	摘要
交通費	47,240 円	東京都江東区・横浜市
日当	9,300 円	3 日
宿泊料	29,600 円	2 泊
(合計)	86,140 円	

別紙

領収書添付用紙

支出書整理 No.2-1

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

2019年5月14日

(会派名) 新政クラブ

(代表者) 大塚 忠司

¥86,140

但 5月21日～23日、東京都

江東区と横浜市への出張旅費

上記正に領収いたしました

(会派名) 新政クラブ

(名 前) 宮地 毅



	金 額	摘要
交通費	47,240 円	東京都江東区・横浜市
日当	9,300 円	3 日
宿泊料	29,600 円	2 泊
(合計)	86,140 円	

電信扱

振込金(兼手数料)受取書

この振込金(兼手数料)受取書は、右記の「振込金(兼手数料)受取書」欄に○がある場合は、「振込金(兼手数料)受取書」として使用します。

☐ 預金払戻請求書による振込(兼手数料受取書)

お 受 取 人 ま え	銀行名 ↓漢字などで記入ください(左詰)	銀行 農協 信金 信組 その他	支店・出張所名 ↓漢字などで記入ください(左詰)	支店
	三井住友	〇〇〇〇〇〇	麹町	
お 受 取 人 の な ま	普通 当座 貯蓄 その他	金	十 億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一	
	該当に○を ご記入ください	〇〇〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円	
お 受 取 人 の あ な ま	フリガナ(カタカナで記入。漢字(「」)半漢字(「」)も一文字です。)	金額・受取人は訂正いたしません。		
	シロタイギカイセイサク カドカイ	お願い ・午後2時以降のご振込は当日中に到着しない場合もございます。ご了承ください。 ・ご記入相違などがありますと、両会等のために振込が遅延することがあります。 ・通信回線の障害等のやむを得ない事由により振込が遅延することがありますのでご了承ください。		
お 受 取 人 の あ な ま	漢字など(お受取人さまのおなまえをご記入ください)	手数料区分	現金 振替 後納 その他	C M F 番号
	自治体議会政策学会 様 ご連絡先電話(03) 5557-1827	〇〇〇〇		
お 受 取 人 の あ な ま	お受取人さまが指定した番号がある場合 (お名前の前に数字を入れる時記入)	手数料	公金振込 の場合	
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	8614 円	☐	
お 受 取 人 の あ な ま	フリガナ(カタカナで記入。漢字(「」)半漢字(「」)も一文字です。)	毎度ひろぎんをご利用いただきまして ありがとうございます。出⑫納 今後ともよろしくお願ひ申し上げます。 1.5.14		
	フクヤマシギカイシンセイ フクボ	株式会社 広島銀行 広島市東区本町 支店		
お 受 取 人 の あ な ま	漢字など(あなたさまのおなまえをご記入ください)	[振込金受取書] 現金・小切手 印紙200円 振込金+手数料が 5万円未満非課税 [振込受付書] 〈払戻請求書〉 非課税		
	福山市議会 新政クラブ 様 福山市東区本町3-5 ご連絡先電話(084) 928-1123			

研究研修・調査報告書

会 派 名	新政クラブ	報 告 日	2019 年 6 月 28 日
代 表 者	大塚 忠司 (印)	報 告 者	宮地 毅 (印)
参 加 者			
	大塚忠司	八杉光乗	宮地毅 計3名
実 施 日	2019 年 5 月 21 日 ～ 5 月 23 日		
研究研修・調査等の場所	・自治政策講座（神奈川県横浜市） ・自治体総合フェア（東京都江東区）		
目 的	・自治政策講座		
	・自治体総合フェア		
研究研修・調査等の概要 5月21日 第1講義 13:00-14:40 「どこでも起こる土砂災害に備える」 講師：一般財団法人 砂防・地すべり技術センター研究顧問 池谷浩 >がけ崩れの災害時は2階に居れば助かる可能性があるが、土石流の場合はある難しい >平成30年7月豪雨から学ぶ 長い時間大量の雨が降った 死者の72%が高齢者 >熊本地震災害から学ぶ 勾配の緩いところでも活断層の周辺では被害が起こる 南阿蘇村の地獄温泉では地震と地震後の豪雨による土石流で被災 >広島災害から学ぶ			

土石流が道路の上を走った

>災害とは

地域によって性質が異なる

>過去から学ぶ

自然現象も変化しているし人間社会も変化している

>土砂災害が多い理由

雨の降り方が新たな時代に入った

社会条件の変化：総務省資料では高齢者率の高い市町は 61・63%

>土砂災害を防ぐには

土砂災害の特徴を知る

- ・多彩な土砂災害の発生

多様な原因（豪雨、地震、火山噴火など）

- ・多様な現象（深層崩壊、表層崩壊、土石流、地すべり、がけ崩れ、火砕流、溶岩流など）
- ・現象ごとに流れの速度温度、規模などが異なる。いずれも発生の予測が難しい

>最近の土砂災害による死者

- ・平成 25 年 10 月 台風による土砂災害 東京・伊豆大島 39 名
- ・平成 26 年 8 月 豪雨による土石流災害 広島 77 名

>なぜ死者を出すのか

土砂の流れが早い（ウサインボルト 10m/s 土石流 10～20m/s）人間がいくら頑張って走っても逃げ切れるものではない

>避難が難しい

>ハード対策とソフト対策

- ・ソフト対策の最重要は、住民
- ・ハード対策は時間と費用が必要

>土砂災害のレベル化を政府は検討している

レベル 4 で避難

>熊本県水俣土砂災害

- ・午前 4：20 ごろ集中豪雨→11m/s～12m/s で土石流が発生→15 名死亡
- ・高台にいてそのまま流される 6 名（3 軒）
- ・低地にいてそのまま流される 5 名（1 軒）
- ・救助作業中に流される 3 名（消防団）
- ・避難先から現場に戻る途中 1 名

「最近の災害でも全く同じことが起きている」・・・今でも昔と同じことを繰り返し、一つも進歩していない

15 名はどうすれば助かったか

- ①早めの避難 ②気になっても危険な場所には行かない ③平常時からハード対策

>課題・・・町づくりと災害リスク

①安全な場所が全くない場所がある ②避難場所はあるが安全か ③避難ができない高齢者の安全は

>防災対策の実施

- ・砂防施設などのハード対策を実施することが基本
- ・孤立化にも対応できるように

>予想が難しい夜中の豪雨

>課題・・・防災情報が伝わらないことがある、リードタイムのない災害が発生する

- ・早めの避難 ・住民同士の声かけ運動

>ハザードマップがあってもそれを知り・理解しなければ死ぬ

>中越地震における天然ダム対策

- ・形成された天然ダム 52 箇所、放置または自然解消 46 箇所、危険と判断された天然ダム 6 箇所
- ・天然ダムが形成されなかった場合、上流では水没する可能性がある

>終わりに

・避難したからといって必ず災害が起こるわけではない。何もしなければよかったという気持ちで早めに避難する。

- ・行政は住民に情報を伝える努力をする。住民は知る努力をする
- ・近所の住民からの声かけも有効
- ・ハード対策を計画的に実施することが基本。特に避難の難しい降雨や災害弱者に対してはハード対策による対応が必要

「防災は誰かがやるものではない。自治体と地域住民みんなでやるのが大切

第2講義

「AI の利活用と自治体」 14 : 50~16 : 30

講師：東海大学政治経済学部政治学科教授 小林隆

1、AI の導入は不可避

- ・情報社会で全く未来は変わってしまう。
- ・人口減少で衰退していく中、クリエイティブ
- ・DX (デジタル・トランスフォーメーション)
- ・日本のデジタル化は世界の中で遅れている・・・先進国の中で最下位レベル
- ・入力作業はAI がやってくれる。手入力では一生懸命やっている
- ・AI は行政のためのツール (みんなのためのツール) なのでまずは行政として利用するための体制や制度を整えて、個人情報の取り扱い方法を定め (個人情報の取り扱い方法はすでに定まっている)、その安全性確保に万全を期して (情報を漏らすのは人間)、AI の利活用に取り組んでいく。やらない自治体の言い訳!
- ・RESAS を活用する
- ・合計特殊出生率が高いのは地方・都心部は生活費が高くて子供を産めない

2、ビックデータと連携できない日本の自治体 AI

- ・ RPA・・・人間が行う業務をロボットを使って行う。
- ・ 宇城市は、ふるさと納税に RPA を使用（人間だと 4 時間かかる作業を数秒で行う）
- ・ 徳島県のシステム→AI が議会議事録の内容を要約
- ・ 佐賀市 役所保険年金課「ここねちゃん」AI が質問に対して自動回答→97%回答できるので初めは一つの課でしか運用していなかったが徐々に課を追加
- ・ 佐賀県は交差点にカメラを設置し交通量の調査を自動で実施

3、あらゆるデータを対象とする AI

- ・ 今 70 億人のデータをネットが管理
- ・ 眼底写真で将来掛かる病気が 70%の確率で予想できる
- ・ UD トーク・・・コミュニケーション支援アプリ（自動翻訳）

4、自然知能

- ・ 小脳の学習（記憶）モデル
- ・ 細胞が 1 か 0 を判断（良い悪いを判断）→行動結果→失敗したら（経験）ランキングを上げ下げする

5、人工知能

推論と学習

- ・ 推論とは、さまざまな知識から新しい結論を得る
- ・ 学習とは、さまざまな情報から将来に役立つ新しい知識を見つけること
- ・ 予想でうまくいったパターンを真似る仕事をする人間はいらなくなる

6、DX で次世代を考える

- ・ デジタル・トランスフォーメーション

- ①多面的な情報技術の活用が人々の生活をより良い方向に変化させること
- ②組織が情報技術を利用することにより、事業を多様な方向へと変化させること

- ・ tableau→データの複合的分析
- ・ 人間と AI の違い

人間→過去の歴史にもとづいて、自己言及的、閉鎖的にみずからをつくり続ける

AI→誰かが設計し、製作する。

↓

過去のデータに依存する AI に社会を変えることはできない

質問

- ・ 開発するシステムは使わない。今ネットや他が使っているシステムを使用してできないことは人がやる
- ・ 役所の窓口は本当にひつようなのか？

5/22

第 3 講義 10:00~11:40

「変わる地方制度」

講師・法政大学大学院教授 武藤博己

論点①スマート自治体と革新的テクノロジー(利用はどこまで進むか)

＞(テクノロジー) ロボットやAI、生命科学と共存・強調する社会を構築する必要がある。

- ・AI やロボットによる代替え可能性が高い労働人口の割合；日本 49%、英国 35%、米国 47%
- ・今でも AI やロボットに代替えできる。2040 年の話ではない。49%代替えできるなら人口減少・労働力現象は問題ないのでは？

- ・49%の根拠を示してくれないとわからない

＞スマート自治体への変換；破壊的技術 AI を使いこなすスマート自治体へ

・「従来の半分の職員」で仕事ができるというが、自治体の仕事は対人サービスが多いので、例えば福祉分野では、ほとんど不可能ではないか？

・「実効的に進めるためには、新たな法律が必要となるのではないか」とあるが、例えば入札分野では、法律による規制を解除しないとできない部分がある。法律による制度化は必要だが、上からの強制では自治の原則に反することにならないか？

・2040 年の人口予想は 11、374 万人。2015 年には 12、709 万人。10・5%の減少。それなのに自治体だけ半分にするのはどうしてか？出生低位でも 10、833 万人。14・7%の減少。労働力人口もあと 20 年で半減はしないだろう。

・自治体業務の自動化はできる部分もあるが、まだまだできない部分が多い。問題の一つは誰がコストを負担するのか？

論点②圏域とスタンダード化；制度化は必要か、手法は何か？

＞地方圏の圏域マネジメント

- ・圏域単位での行政をスタンダードに
- ・連携をしない場合のリスクの可視化

→圏域単位で行政を進めることについて真正面から認める法律上の枠組みを設け、中心都市のマネジメント力を高めることが必要

＞2 層制の柔軟化

- ・都道府県が市町村の補完・支援
- ・合併しない自治体があるように、圏域に入らなくても「キラリと光る」自治体が出てくるのでは
- ・圏域になぜこだわるのか？圏域で解決できる問題は限られている。
- ・連携しないリスクとは？経済的制裁か

＞地方制度調査会 第 2 回総会での質疑

・圏域というスキームで将来存続を図っていきましょう。簡単ではない。連携というアバウトな言葉で逃げてはいけない。連携という言葉を定義し、厳しい議論を！

- ・圏域とし押し付けるのではなく、また交付税による誘導もすべきではない。圏域のさらなる拡大に反対。
- ・圏域マネジメントと行政スタンダード化など、上から一方的な押し付けに強い警戒感を持つ。大都市や拠点都市、圏域の中心都市へ人・金・物・情報が集中する国土構造、効率化、標準化された仕組みやシステムを重視してこれからの地域社会を構築することに反対。

第4講義 13:00—14:40

「肝心な場所に女性がいない」

講師：元東京大学社会科学研究所教授 大沢真理

1、災害レジリエンスとは（災害にタフか、脆いか、復興が順調か）

- ・避難生活の困難→関連死；東日本大震災 死者・行方不明者 22252 人中 3701 人

2011 年台風 12 号和歌山県内 死者 56 人中 6 人、2014 年熊本地震 死者 250 人中 200 人、その 3 割が車中泊

- ・避けられたかも被害が少ない
- ・被害は「平等」ではない
- ・多様な住民が参加する災害はタフなまちづくり→回復力→持続可能な復興

>世界の災害・復興研究が明らかにしたこと

- ・女性の犠牲が大きい。
- ・災害時には性別分業が強化されがち。炊き出し、看護など
- ・女性への暴力が増加する
- ・重要な決定するような場所で女性は排除されがち

2、国連防災世界会議と国内計画

- ・女性や社会的に不利な立場の集団の参加を奨励
- ・あらゆるリスク管理政策、計画、意思決定家庭にジェンダー視点を取り入れる

>男女共同参画基本計画と防災基本計画

- ・防災分野における男女共同参画の取り組みを重視
- ・しかし男女共同参画推進関係予算の中で「防災・災害復興」予算は〇円
- ・全国知事会が調査、47 都道府県、1747 市町村が任命した避難所運営責任者は全員が男性

3、災害レジリエンスを左右するもの

—市町村合併—

- ・市町村が大きく減少、合併にムリ・無視される（島のため離れてる、広大な市域に対して職員数が少ない）
- ・政治的影響力の低下（議員減少など）
- ・田辺市では旧町村の行政局長に避難勧告などの指示権限

—社会関係資本—

- ・オールドリッチの 2011 年書籍；3 カ国の 4 つの災害から地域の人口がどう回復したかを検証
- ・死亡率と社会関係資本（住民人口 1000 人当たりの犯罪率）が相関することが浮上

4、仙台防災枠組み

- ・防災の主流化・事前の防災投資・復興過程における「より良い復興」などの新しい考え方を提示
- ・防災減災での女性や子ども、企業など多様な関係者の役割を強調

5、人口変動への取り組みとしての、まち・ひと・しごと総合戦略

- ・ポイント；今後 30—40 年間で 20 歳—39 歳の女性が 5 割以上減少する地域は「消滅」する

6、女性・地域住民から見た防災・減災リスク削減に関する調査

・防災会議の女性いいな比率 8%程度。中国地方で多く、東北など北側では少ない。被災経験が少ないほど女性委員比率も高め

・防災・危機管理部局の女性職員比率は 6%程度

> ボランティア受け入れ体制と車中泊への対応

・ボランティア受け入れ体制ができている・作成中の比率は平均 62%

・車中泊の対応策では、検討できている・検討中は平均 7・9%

・支援ニーズがたかそうな市区町村でボランティア受け入れ体制も車中泊も未整

☆東京大学 HP は一般公開されている

☆若い人に経験してもらわないと、いつまでも経験できない（高齢の方は遠慮を）

☆避難所外の避難者を自治体は把握しようとしていない所が多い

☆大人が物資を分けたら喧嘩になるが、子供が分けたら喧嘩にならない

5/23 自治体総合フェア

「第 11 回 協働のまちづくり表彰式・記念講演」10:30~12:30

表彰式

グランプリ：蟹江市役所 JK 課プロジェクト

福井県鯖江市

・JK 課プロジェクトメンバー（6 高校 45 人の女子高生）

準グランプリ：里山新山 伊那市田舎暮らしモデル地域

長野県伊那市

・新山定住促進協議会

優秀賞：あしあとスクエア協働運営

広島県福山市

・松永地区まちづくり推進委員会連絡協議会

優秀賞：日本初の「セーフコミュニティ」による安心安全なまちづくり

京都府亀岡市

・亀岡市セーフコミュニティ推進協議会

記念講演講師：東海大学政治経済学部教授 小林隆

・ゆるくまちづくりに参加して見ないと誘われたと言う話があったがここに本質があると思う

鯖江市

・JK 課がすべて取り組みを決めている

・結果は求められていない

・JK 課という言葉に初め誹謗中傷が多かった

・鯖江市なのにメガネをかけていないとクレーム、商工会議所からメガネを進呈

・鯖江市のゴミ袋はダサイと市長へ提言、ゴミ拾い専用のかawaiiゴミ袋誕生

- ・JK 課オリジナルのメガネを開発
- ・誹謗中傷が好評に変わった→視察多数
- ・若者が動けば、大人が変わる「なんか楽しい」
- ・大人は裏方→大人からの押し付けは一切排除

伊那市

- ・新山の住民 700 人、お店はレストランとパン屋の 2 軒
- ・地域全体で小学校 PTA 行事を応援
- ・お母さんたちの交流の場→児童数の増加により閉園していた保育所が再開
- ・長野県移住モデル地区の指定を受ける
- ・地元の高校生と有害駆除された鹿を特産品として製品開発
- ・移住者は年々増加→移住者も地域に溶け込んでいる
- ・空き家が多かった→現在空き家不足→TV に取り上げてもらったのもあるが、保育所や学校を地域がサポート

福山市

- ・4 万人とは町全体で協働運営していることを表す
- ・なぜ協働運営することになったのか→地域の宝を残したい・地元の愛着を育みたいなどの想いから、行政と市民との協働運営がスタート
- ・協働運営で住民が行なっていること→受付や展示物の案内、フリーマーケットやふれあいサロンなどのイベント開催・運営
- ・成果；三千人を超える地域住民が運営に参加・ふるさと学習の場として年間約 30 校が利用など①多くの住民が意欲的に取り組む②幅広い世代に繋がりが生まれる③住民間で歴史文化の継承→生きがいを感じ、心の豊かさを実感できるまちづくり

意見；SNS を活用して情報を発信すれば高校生も興味を持つのでは（高校生の企画、高校生が 3 年間はいた靴の展示など）

亀岡市

- ・セーフコミュニティとは、地域ぐるみで事故や怪我を防ごうというもの
- ・事故や怪我は偶然ではないという考え
- ・7 つの指標（協働・根拠・検証など）
- ・街全体を安全という観点で見る（従来の通学路は教育委員会と言った縦わけがない）
- ・セーフコミュニティは協働の取り組み
- ・まちレコ プロジェクト→事件が発生した時、協力して頂いている方にドライブレコーダーの画像を提供してもら→刑法犯罪発生率は 70% 減少

気づき

- ・JK 課もっと大きな団体にしようと思わなかったか？→もっと多くの方に関わってもらいたい・卒業しても関わってほしい、将来市役所に入りたい

・最近市役所が仕掛けを作っても盛り上がらない→地域住民ができることを住民の手でやるのが大切(タイミングよく役所がサポートすればさらにプラス効果がある)

・まずは自分たちが楽しんで相乗効果で結果は後から付いてくる(結果を求めて行動しているわけではない)

JK: 水遊びがしたい + 芝生: 水撒きしなくてはいけない=芝生で子供達と水鉄砲を使って遊ぶ

・小さな公共→楽しむという原点に立ち返って考えたい(行政: 人を集めるという目的ばかりに目が行っていた)

・やってる人たちが楽しむ事で周りからの参加者も増える

・やれないことがあるから「ゆるい繋がり」が必要

・できることをやることで、できないことが明確になる

「地産地消で温暖化対策」

講師: 法政大学社会学部教授 田中充

1、地球温暖化・気候変動の将来予想と影響

・1年で降る降水量が10日間で降った

・41.1度の最高気温を記録した

・こういう現象はいつ起きてもおかしくない→数年後にはすぐ更新される

・2100年には4.8度気温が上昇すると予想、気温をプラス2度未満に抑えるには温室効果ガスの排出をゼロもしくはマイナスにしなければならない

・2100年までに海面水位は最大82cm上昇すると予想。仮に海面が60cm上昇すると、ゼロメートル地帯の面積と人口が5割も拡大するため、将来の海面水位上昇は深刻な事態をもたらす

2、地球温暖化・気候変動対策の位置づけ

・住民の安全安心

・緩和と適応

・国際社会の合意

・適応策

「湖南市のエネルギー戦略」

講師: 滋賀県湖南市総合政策部 地域創生推進課 地域エネルギー室 池本未和

・はじめての市民共同発電所: 障害者と健常者が一緒に働く会社の上に事業性を持った共同発電所を稼働

・市民のみなさんから1口10万円で共同出資、3号機4号機は1口1万円、現在4基の共同発電所が稼働(出資者には商品券で配当金を渡す)

・SDGsも11項目に取り組み

持続可能なまちづくりに向けて

～地域循環共生圏の創造～

「所感」

AI利活用と自治体

・人口減少で地域が衰退していく中で、AIの導入は不可避。日本はデジタル化が先進国の中で最下位レベルでありこれから積極的に導入しなくてはならないが、デジタル化を進める中で個人情報の取り扱いが課題としてのしかかる。しっかりと個人情報の取り扱い方法を定め、安全を確保した上でAIの利活用を進めなくてはならないが、情報を漏洩させる可能性が高いのは人間である。

・行政の決まったことを繰り返すような業務は、RPAを使用したほうが良い。宇城市のふるさと納税にRPAを適用し、人間では入力に4時間かかるところを30秒で処理できるようになったなど、単純な入力作業はRPAを使用したほうが良い。

《福山市も、これからRPAの導入を進める必要性を感じたが、削減できた時間の利活用をしっかりと考え単純に人員削減にならないよう雇用の確保といった面もしっかりしなくてはならない。RPAの利活用にソフトウェア開発の経費は必ず掛かるものだが、ネットにあるもの・フリーで使えるものを利活用するという考えはなかったので、そういった視点でも今後見ていく》

鯖江市のグランプリ自治体の取組

・JK課がすべて取り組みを決めている・結果は求められていない・鯖江市のゴミ袋はダサイと市長へ提言、ゴミ拾い専用のかawaiiいゴミ袋誕生・JK課の名称に誹謗中傷が殺到→誹謗中傷が好評に変わった→視察多数・若者が動けば、大人が変わる「なんか楽しい」・大人は裏方→大人からの押し付けは一切排除

《福山市では、若者が集まれる場所が少ないと感じている。鯖江市のように若者が集まって行政の課題に対し若者の感性で対応するそんな場があれば良いと感じた》

支出書

会 派 名	新政クラブ	整理 No.2-2
科 目 (該当○印)	1 調査研究費	2 研 修 費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広 報 費 6 広 聴 費 7 要請・陳情活動費 8 会 議 費 9 人 件 費 10 事 務 所 費
金 額	219,704 円	
支出年月日	2019 年 7 月 8 日	
支 出 内 容	7 月 17 日～19 日 ・地方議会総合研究所主催セミナー（東京都豊島区）への 参加費及び出張旅費	
支 出 先	別添、領収書のとおり	

領 収 書 (該当○印)	☒ (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

別紙

領収書添付用紙

支出書整理 No.2-2

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

2019年7月8日

(会派名) 新政クラブ

(代表者) 大塚 忠司

¥59,420

但 7月17日～19日、東京都

豊島区へ出張旅費

上記正に領収いたしました

(会派名) 新政クラブ

(名 前) 大塚 忠司



	金 額	摘 要
交通費	23,620 円	東京都豊島区→ 福山
日当	6,200 円	2 日
宿泊料	29,600 円	2 泊
(合計)	59,420 円	

※東京都豊島区を起点とする17日の前泊より試算

領 収 書

2019年7月8日

(会派名) 新政クラブ

(代表者) 大塚 忠司

¥59,420

但 7月17日～19日、東京都

豊島区へ出張旅費

上記正に領収いたしました

(会派名) 新政クラブ

(名 前) 八杉 光乗



	金 額	摘 要
交通費	23,620 円	東京都豊島 区→福山
日当	6,200 円	2 日
宿泊料	29,600 円	2 泊
(合計)	59,420 円	

※東京都豊島区を起点とする17日の前泊より試算

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

電信扱		振込金(兼手数料)受取書		
この依頼日 年 月 日 和暦 □ / □ / □		右記の「預金払戻請求書」による振込に際して○がある場合は、「振込受付書」として、○がない場合には「振込金受取書」として使用します。		
☐ 依頼日 ☒ 振込日		☐ 預金払戻請求書 ☒ による振込(兼手数料受取書)		
お 受 取 人	お振込先 銀行名 ↓ 漢字などをご記入ください (左詰) みずほ	銀行 農協 信金 信組 その他 〇	支店・出張所名 ↓ 漢字などをご記入ください (左詰) 羽町	
	普通 当座 貯蓄 その他 ☒ 普通	口座番号 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []		金額 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一 [] [] [] [] 9 1 0 0 0 0 0 0 円
	フリガナ・カタカナで記入。濁点(゜) 半濁点(゜) も一字です。 カワチボウキ カイソウコ ワケンキョウシヨ			お願い ・午後2時以降のご依頼は当日中に到着しない場合もございます。ご了承ください。 ・ご記入相違などがありますと、照会等のために振込が遅延することがあります。 ・通信回線の障害等のやむを得ない事由により振込が遅延することがありますのでご了承ください。
	漢字など(お受取人さまのおなまえをご記入ください) 株式会社地方議会総合研究所 様 ご連絡先電話 (03) 16912-1930			手数料区分 現金 振替 後納 その他 [] [X] [] []
こ の 依 頼 人	お受取人さまが指定した番号がある場合 (お名前の前に数字を入れる時記入) [] [] [] [] [] [] [] [] [] []			Cご依頼人 M店番 F番号 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
	フリガナ・カタカナで記入。濁点(゜) 半濁点(゜) も一字です。 フクヤマシキ カイニンセイ クラフ			手数料 864 円
	漢字など(あなたさまのおなまえをご記入ください) 福山市議会 新設クラブ 様			公金振込の場合 ☐
	漢字など(あなたさまのおなまえをご記入ください) 福山市東桜町3番5号 ご連絡先電話 (084) 928-1123			・手数料には消費税が含まれています。 ・手数料が「後納」の場合は、上記手数料金額は後取り明細とします。 毎度ひろぎんをご利用いただきまして ありがとうございます。 今後ともよろしくお願い申し上げます。

(322-056) b A5 N40 2/2 26.6 (TF)

研究研修・調査報告書

会 派 名	新政クラブ	報 告 日	2019年8月1日
代 表 者	大塚 忠司 (印)	報 告 者	八杉 光乗 (印)
参 加 者			
	大塚忠司 八杉光乗 計2名		
実 施 日	2019年7月17日 ~ 7月19日		
研究研修・調査等の場所	東京都豊島区 アットビジネスセンター池袋駅前別館		
目 的	地方議会総合研究所セミナー受講		
	「議会のシティズンシップ教育と広報」 講師：吉村 潔		
	「議会広報紙クリニック」 講師：吉村 潔		
	「自治体改革，経営効率化に向けて」 講師：松村 享		
研究研修・調査等の概要			
■ 7月17日 移動日 ■ 7月18日 □「議会のシティズンシップ教育と広報」 (10:00~13:00) 1. 議会のシティズンシップ教育 ○地域政治への関心 ・政治的リテラシーの養成 ・市民意識・投票率の向上 ○議会活動への興味 ・議会の役割・活動の理解 ・議会・議員活動への興味 ○若年世代との協働 ・若者意見の政策資源化 ・地域課題の共有と協働			

2. 議会のシティズンシップ教育と広報の課題

- 議会らしさを発揮した魅力的・実質的なプログラムの開発
- 教育機関・教育委員会・行政・民間団体等との連携拡充
- キャリア支援の強化
(児童～学生, 行政チェック・課題解決能力の育成, インターンシップ等)
- 開催後のフォローアップ
(議会・議員による政策化, 評価・検証, 追跡調査等)
- 充実したレポート, 動画配信等
- 若者記者などによる取材協力, 協働政策

3. 議会広報の動き

①議会活動と広報の役割

- ・STEP 1 (理解) …議会の役割・活動への理解と関心を深める
- ・STEP 2 (共感) …より良い関係を築き共感につなげる
- ・STEP 3 (協働) …住民とともに考え行動する議会

②読者の関心を高める

- ・手にとり中を開きたくなる表紙
- ・写真・ロゴ (題字) デザインも重要
- ・読者が興味をもつ内容
- ・特集, 暮らしに関わる定例会の焦点
- ・議事公開
- ・重要案件は議決までのプロセスを示す

③わかりやすい, 読みやすい

- ・ポイントを絞った解説
- ・掲載する議案の整理・選択
- ・見出しが具体的であること
- ・質問の趣旨, 条例の変更点がすぐわかる
- ・短文化・ビジュアル化
- ・簡潔に理解できる紙面づくり

④定例会以外の情報の充実

- ・閉会中の活動の広報
- ・調査研究, 研修等
- ・一般質問, 請願・陳情, 住民意見 他
- ・議会のしくみ, 会派活動, 取材 他

⑤住民参加・協働

- ・議会報告会・意見交換会
- ・ワークショップ，懇談会 他
- ・広報紙での広聴企画，懇談会，座談会・インタビュー

□「議会広報紙クリニック」 （14:00～17:00）

1. 紙面づくりのポイント

- ・力まず，日常のさりげない言葉をタイトルに
- ・読者への「語りかけ」
- ・気になる内容，知りたい内容
- ・色づかいを整えるのが基本
- ・色を「情報」という視点で使いこなす
- ・色づかいでイメージを演出できる
- ・写真のコミュニケーション力
- ・グラフも軽快なイメージに

2. 広報紙クリニック

○ふくやま市議会だより（No. 71）

- ・表紙…すっきりまとまっている
- ・議員研修会…文章は読みやすくまとまっている
- ・定例会 議案の審査結果一覧…ページをまたがっているため，読者が議案の進捗を読み取れない，議案を項目ごとにまとめる等の工夫が必要
- ・代表質問…会派の人数比で掲載欄に差がありすぎる，読者が誤解しないか，
- ・一般質問…枠組みはよい（1ページに4人）
- ・6月定例会の開催予定…カレンダー状で分かりやすい

○ふくやま市議会だより（No. 70）

- ・市立大学での議会報告会…参加した大学生のコメントがあれば共感が生まれる

○全体感

- ・市民参画の写真があればもっと親しみやすくなる

■7月19日

□「自治体改革，経営効率化に向けて」 （10:00～17:00）

～事例を踏まえて外部委託・民営化の法制度を学ぶ！～

1. 外部委託化が求められる背景

①自治体のサービス提供の効率化

- ・地方自治法では，地方自治体は福祉の増進を図ることを基本として，地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする規定されてい

る

- ・地方自治は住民の負担によって運営されるものである以上、常に能率的かつ効果的に処理されなければならないことから、「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことが強く要請されている

②公共サービスへの民間企業の活用の必要性

- ・現在、我が国は世界的に見ても高い高齢化率、少子化に伴う人口減少等の環境変化に直面しており、保育や介護など、かつては家族や地域が担ってきた機能が衰退してきている
- ・これまで以上に地方自治体の公共サービスに対する必要性が高まっている
- ・行政のみが住民ニーズに対応していくことには質的にも量的にも限界があり、行政サービスの民営化・民間化が強く求められる

○官業民間開放の意義

- ・競争原理の導入を通じて民間の知恵と努力が発揮されることにより、当該事業の効率性・創造性が向上し、より多様で真に国民の求めるサービスの提供等が可能となる
- ・社会環境が複雑化し、行政需要が変化・拡大する中で、官は、真に官が行うべき必然性がある業務に特化し、官内部における人的資源等の適正配分を達成することにより、行財政改革の実を享受することができる
- ・民間の新しい知恵により、新たなビジネスチャンスを創出して、需要と雇用の拡大等、経済の一層の活性化を図ることができる

2. 民間力の公共サービスへの活用方法

①事務所処理の民間化

- ・行政事務の民間化は、行政の内部事務や住民サービスの提供を契約に基づき民間事業者に委ねるもので、国や地方自治体は事務事業を直接処理することはなくなるが、監督権等を通じて行政責任を果たすことになる

庁舎の清掃、庁舎の夜間警備、案内・受付業務、電話交換業務、公用車運転、学校給食、学校用務員事務、水道メーター検針、し尿処理、一般ごみ収集、ホームヘルパー派遣事業、道路維持補修・清掃等、情報処理・庁内情報システム維持 他

②サービス提供主体の民間化

- ・国や地方自治体が提供してきた行政サービスを民間事業者が提供するように事業の実施主体自体を変更する（国鉄→ＪＲ、電電公社→ＮＴＴ等）
- ・地方自治体では、保育園などの運営を民間事業者に委ね、従来は公立保育園として運営していたものを私立保育園として運営するということが行われている
- ・サービス提供主体の民間化では、サービス提供を行う主体自体が民間事業者となることから、サービス提供によって生じる問題の責任をサービス提供主体である

民間事業者が負うことになる

③行政権限主体の民間化（民間事業者による行政権限の行使）

- ・ 行政機関が行っていた行政処分の権限について，一定の枠組みの中で民間事業者に委ねる

○指定管理者制度

- ・ 地方自治体の出資法人だけでなく民間営利企業も含む地方自治体が指定する者が公の施設の管理を代行する
- ・ 地方自治体やその外郭団体が独占してきた施設管理という公共領域を民間に開放することによって，公の施設の管理について民間事業者のノウハウを積極的に活用し住民サービスの向上を図るとともに，経費の節減等を図ることを目的とする

④公共施設の管理における民間化

○公有公営：所有，運営ともに行政機関が担う

- ・ 公共施設等を地方自治体が所有し管理運営を行うもの
- ・ 地方自治体が管理運営全般を担いつつ，その業務の一部（警備，清掃等）を民間事業者に委託するという形態が用いられることが多い

○公有民営：運営（公共サービス供給）のみ民間事業者が担う

- ・ 地方自治体が公共施設を所有したままで，その施設の貸与（賃貸借契約，使用貸借契約）などの手法を通じて運営を民間事業者に転換するもの
- ・ P F I 法の改正によりコンセッション（公共施設等運営権）方式も導入
- ・ 公有民営を行っている主な施設
保育所，児童館，養護老人ホーム，ごみ処理施設，下水終末処理施設，体育館，陸上競技場，プール，公民館，図書館，駐車場，コミュニティーセンター 等

○民有公営：所有のみ民間事業者が担う

- ・ 公共施設等の所有権を民間事業者に移転した上で，管理運営は行政が担うもの

○民有民営：所有・運営ともに民間事業者が担う

- ・ 民間事業者に対して公共施設の所有権を移転し，その民間事業者が管理運営を行うもの

3. 契約による行政事務の民間化

①請負契約

- ・ 請負人がある仕事の完成を約束して，仕事の完成に対して注文者が報酬を与えることを約束する契約
- ・ 庁舎の維持管理の委託，道路整備や公共施設の建築等のような公共工事等の契約は請負契約に当たる

②委任契約

- ・ 当事者の一方が法律行為の処理を行うことを相手方に委託し，相手方がこれを承

諾することによって成立する契約

- ・請負は労務の提供によって仕事を完成することが重点であるのに対して、委任は労務の提供そのものが契約の中心になる

③労働者派遣契約

- ・労働者派遣とは、自己の雇用する労働者をその雇用関係の下に、且つ、他人の指揮命令を受けて当該他人のために労働に従事させること
- ・労働者派遣契約と請負契約・委任契約との最も大きな違いは、労働者派遣契約では派遣されて地方自治体で働く労働者に対して直接指示・命令することができるが、請負契約・委託契約に従事する個々の労働者に対して地方自治体は指揮命令を行うことはできない

4. 特別な法律に基づく行政事務の民間化

①PFI

○制度の概要

- ・PFIは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法
- ・民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方自治体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業についてPFI手法で実施する

○PFI事業の効果

- ・低廉かつ良質な公共サービスの提供
民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用でき、事業全体のリスク管理が効率的に行われる
コストの削減や質の高い公共サービスの提供が期待される
- ・公共サービスの提供による行政改革
官民の適切な役割分担に基づく新たな官民連携が形成されることが期待される
- ・経済の活性化
民間事業者に対して新たな事業機会をもたらす、新規産業を創出し経済構造改革を推進する効果が期待される

②コンセッション（公共施設等運営権）制度

○制度の概要

- ・平成23年PFI法の改正により導入されたもので、使用料の徴収を行う公共施設について施設の所有権を地方自治体が保有したまま、その公共施設の運営権を民間事業者に設定する方式
- ・地方自治体が所有する公共施設等の運営を民間事業者に委ねることによって、民間ならではのノウハウ等を活かして利用者ニーズを反映した質の高いサービスを

提供しようとするもの

○実施手続

- ・ 条例の定めるところにより，地方自治体は実施方針を策定
- ・ 選定事業者は公共施設等運営権を設定，公共施設等運営権に係わる公共施設等の運営等，存続期間，費用の徴収，利用料金に関する事項について定める

○費用の徴収

- ・ コンセッション制度では，地方自治体は実施方針に従い，運営権者からその公共施設等の建設，製造または改修に要した費用に相当する金額の全部または一部を徴収することができる

○地方自治体の関与

- ・ 地方自治体は，コンセッション事業の適性を期するため，公共施設等運営権者に対して，その業務，経理の状況に関して報告を求め，実施について調査し，または必要な指示をすることができる

③「公の施設」の指定管理者制度

○制度の概要

- ・ 公の施設の管理を一般の株式会社を含めた民間企業者にも行わせることができる指定管理者制度の導入する地方自治法の改正が2003年9月に行われた
- ・ 民間営利企業も含む地方自治体が指定する者（指定管理者）が管理を代行することができる制度

○導入のメリット

- ・ 指定管理者の範囲に特段の制限を設けないことから民間事業者の参入が可能
- ・ 民間事業者等のノウハウを活用して住民への多様で満足度の高いサービスの提供を行うことが可能
- ・ 民間事業者の効率的な経営により施設の利用料金の引下げが期待できる

○指定管理者制度の導入

- ・ 指定管理者制度を導入しようとする場合は，指定管理者の指定の手続き，指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲，その他必要な事項を条例で定めなければならない

○指定管理者の指定

- ・ 指定管理者の指定は，「契約」や「請負」には該当しない，そのため，地方自治法の契約に関する規定の適用はなく，一般競争入札などの手続きは必要ない，公平性などの観点から公募によるのが一般的
- ・ 指定管理者の指定は期間を定めて行うとされているが，長期間の指定を行うことは地方自治体のチェックが及びにくくなる
- ・ 指定管理者を指定するときは，あらかじめ該当地方自治体の議会の議決を経なければならない

○指定管理者に対する指定の取消

- ・ 指定管理者が公の施設の管理を適切に行わない場合には必要な指示を行う
- ・ 指定管理者が指示に従わない場合や指定管理者による管理を継続することが適切でないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部、または一部の停止を命ずることができる

5. 外部化に向けた検討

①民間化の検討

民間化については、対象となる事務が地方自治体以外の民間事業者が行うことができるか、あるいはそれが望ましいかということを考える必要がある

○民間化の限界

- ・ 地方自治体の重要な施策に関する決定を行うなど、住民の生活に直接間接に重大な関わりを有するような公の意思の形成に深く関わる業務は、一般的に民間委託に適さない

○メリット

- ・ 財源の有効活用…直営に比べて経費の縮小が期待できる
- ・ 事務処理の効率化…人員体制等柔軟な対応ができる
- ・ 事務の高度化…事務処理が迅速かつ的確に遂行されることが期待できる

○デメリット

- ・ 寡占化の可能性…競争原理が働かなる可能性がある
- ・ 職員の能力低下…委託業務等への適切な管理が行えなくなる可能性がある

②具体的な流れ

- ・ 検討対象となっている事務を地方自治体が行う必要があるか
- ・ 地方自治体が実施する必要があるか
- ・ 地方自治体が直接実施すべきか
- ・ 事務の執行方法、執行体制を見直せないか

□全体感想

1. 議会のシティズンシップ教育と広報

議会はシティズンシップ教育を通じて、①地域政治への関心（政治的リテラシーの養成、市民意識・投票率の向上） ②議会活動への興味（議会の役割・活動の理解、議会・議員活動への興味） ③若年世代との協働（若者意見の政策資源化、地域課題の共有と協働）に努めていかなければならない。

そして、議会がシティズンシップ教育を推進するにあたっては、次の視点が大切になる。

- ・地方議会は、地域の現状や将来について、多様な意見を集約・調整し、地域の意思決定がなされる生の現場であり、未来のまちづくりの担い手を育成し、住民自治を成熟させる最適な場と言える。そのため、議会は積極的にシティズンシップ推進に取り組むこと。

- ・模擬議会等、単なる形式的なイベント開催にとどまらず、政治への理解を深めると共に、未来の政策やまちづくりに具体的な政策として反映させ共有していくこと。

- ・教育委員会や選挙管理委員会等と連携しながら、議会が率先して主権者教育（シティズンシップ）推進に取り組むこと。高校生・大学生だけでなく、小学生・中学生も対象とし、子どもたちの家族を巻き込むような活動も今後必要。

公職選挙法が改正され選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられたことも相俟って、最近では、多くの議会が学生を対象とした出前講座や模擬議会、ワークショップを実施するようになった。

本市では、行政が主体となった子ども議会や高校生議会、出前講座の開催、また市議会では、大学生を対象とした議会報告会や、議会報告会への高校生の参加呼びかけを行っているが、今後は、さらなる活性化も必要と考える。

市民の皆さんに、議会の役割・活動への理解と関心を深めてもらい共感につなげていくためには、広報の役割は大きいものがある。福山市議会では、定例会毎に定例会の概要や質問内容、委員会の活動等を掲載した「ふくやま市議会だより」を発行しているが、形骸化した一面もあり、市民の共感までにはつながっていないと感じている。

議会広報紙クリニックでは、「ふくやま市議会だより」についてアドバイスをいただいた。代表質問の掲載における会派ごとの構成枠、また、市立大学での議会報告会では参加学生のコメントの掲載、また、市民参画を意識した写真を取り入れるなど親しみやすい紙面づくりが必要とのことである。編集委員会を中心に工夫を凝らし内容の充実に向けて検討していきたい。

2. 自治体改革、経営効率化に向けて

自治体業務の外部委託化を通して、自治体改革、経営効率化について考える。

我が国は、著しい少子高齢化による人口減社会等の環境変化に直面しており、保育や介護などこれまで以上に地方自治体の公共サービスに対する必要性が高まっている。また、

地方自治体においては、税収が伸び悩むなど厳しい財政環境にあるほか、団塊の世代の大量退職による人的弱体化も課題となっている。

このような中、地方自治体はこれまで以上に行政事務を効率的に処理していくことが求められるようになったが、行政のみが住民ニーズに対応してことには質的にも量的にも限界があり、行政サービスの民営化・民間化が求められるようになった。

これからの自治体においては、従来行政が担ってきた部分についても真に行政でなければ対応し得ないもの以外は、NPOや住民団体、民間企業などへ積極的に民間委託等を行うとともに、PFIなどの官民協働のための取り組みを進めていく必要がある。

自治体が民間委託を導入するメリットには大きく2つ挙げられる。メリットの1つ目は行政サービスにおけるコスト削減効果、2つ目は行政サービスの質の向上である。

特に行政サービスのコスト削減は、これまでの行政にとって大きな問題でもあった。行政や自治体は行政サービスの一部を民間委託することにより、それに携わっていた公務員の異動や削減によるコスト削減の効果や、行政にはない民間のサービスを取り込むことによる行政サービスの質を向上させる効果をメリットとして狙っている。このように、行政サービスの採算性向上やサービス向上が求められる現在において、民間委託導入によるメリットは行政や自治体にとって欠かせないものとなっている。

本市もこれまで、多くの業務の外部委託化を行ってきた。そして、現在は新しく、公園の運営管理におけるPFI導入を進めているところである。

民間化・民営化については、さまざま手法があり、それぞれ法的根拠を理解しておく必要がある。この度のセミナーで習得した内容を参考に、法律についても理解を深め、問題があれば必要な提言をしていきたい。

支 出 書

会 派 名	新政クラブ	整理 No.2－3
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 2 研 修 費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広 報 費 6 広 聴 費 7 要請・陳情活動費 8 会 議 費 9 人 件 費 10 事 務 所 費	
金 額	196,320 円	
支出年月日	2019 年 10 月 21 日	
支 出 内 容	11 月 6 日～8 日 ・全国都市問題会議 in 霧島への参加費及び出張旅費	
支 出 先	別添、領収書のとおり	

領 収 書 (該当○印)	☒ (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

2019年10月21日

(会派名) 新政クラブ(代表者) 大塚 忠司¥87,830但 11月6日～8日、鹿児島県霧島市へ出張旅費

上記正に領収いたしました

(会派名) 新政クラブ(名 前) 八杉 光乗

	金 額	摘 要
交通費	53,580 円	霧島市
日当	4,650 円	1.5 日
宿泊料	29,600 円	2 泊
(合計)	87,830 円	

領 収 書

2019年10月21日

(会派名) 新政クラブ(代表者) 大塚 忠司¥87,830但 11月6日～8日、鹿児島県霧島市へ出張旅費

上記正に領収いたしました

(会派名) 新政クラブ(名 前) 宮地 毅

	金 額	摘 要
交通費	53,580 円	霧島市
日当	4,650 円	1.5 日
宿泊料	29,600 円	2 泊
(合計)	87,830 円	

支出書整理 №.2-3

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

[illegible]

(322-056) b A5 N40 2/2 26.10 (TF)

研究研修・調査報告書

会 派 名	新政クラブ	報 告 日	2019 年 11 月 20 日
代 表 者	大塚 忠司 	報 告 者	宮地 毅 
参 加 者			
	八杉光乗 宮地毅 計 2 名		
実 施 日	2019 年 11 月 6 日 ～ 11 月 8 日		
研究研修・調査等の場所	・鹿児島県 霧島市		
目 的	第 81 回 全国都市問題会議 i n 霧島市		
研究研修・調査等の概要 ○ 11月6日 移動日 ○ 11月7日 9:30～17:00 □ 『防災とコミュニティ』 ◆議題解説 ・国土強靱化→非常に脆弱 ・整備局の人員が少ない ・幼児教育無償化 5180 円→ ◆基調講演「鹿児島の歴史から学ぶ防災の知識」 志学館大学人間関係学部教授 原口泉 ・南九州は江戸時代より「洪水→台風→早○→虫害→疫病」のサイクルを繰り返している ・ガマ文化は災害常襲地帯の南九州に生まれた独自のシステムだった。しかしガマの存在やガマで育まれた文化が忘れられ「危険」だけが残った。			

・「門割り制度」定期的に土地の割り当てをローテーションさせる。災害に会う土地は毎年災害に会う、決まった人が毎年被害に遭わないようにする制度→「被害の均分」「危険の分散」

・「門割り制度」は、災害などにより困窮した農民を救い、村の崩壊を防ぐための救済策だった。

・南九州では、災害が起こることを前提とした社会が築かれていた。→私たちも「災害は自分の身近なところで起こりうる可能性がある」という認識を持って、防災対策を考えるべき

◆主報告「霧島市の防災の取り組みー火山防災ー 霧島市長 中重真一

(火山防災の取り組み)

・早期避難の呼びかけ:登山者等の対策として、最大可聴範囲 2.5km のモーターサイレンを 5 基整備(市内全域をカバー)した他、霧島山周辺 3 カ所の登山口に噴石や降灰からみをまもるための避難壕を設置

・風評被害に対しては、安全対策や観光地の取り組みについて正確な情報を発信し続けなければならない。(報道陣は災害当初の危険を伝えるだけではなく、復興に向け頑張っている姿を繰り返し報道してもらいたい)

◆一般報告

「災害とコミュニティ:地域から地域防災力強化への答えを出すために」 尚絅学院大学人文社会学群 長 田中重好

(注目されるコミュニティ防災)

・阪神大震災以降に、「自助・共助・公助」が一般的となり、同時に「行政の限界」が認識されるようになった。

・東日本大震災後の災害対策基本法の改正によって地区防災計画制度が導入された事は「画期的」

・世界的に注目されているコミュニティ防災

(コミュニティをどう捉えるか)

・コミュニティは自治会や町内会ではない→様々な地域の総称である

・震災で街が無くなっても、心にはコミュニティがある(街が瓦礫の山になり家がなくなっても、祭りを復活させて何もなくなった街で祭りを開催)

・行政からコミュニティ政策は「ゆるい画一的な

・気象庁が命を守る行動をと何度言っても避難しない人は避難しない「あなたが逃げないと目の前の消防団員が死にますよ」と言った方が効果がある

・大川小学校はハザードマップで浸水しないとなっている場所に逃げて無くなった。

・釜石小学校はハザードマップ上浸水しないエリアだったが逃げて助かった→だから奇跡

・一番危険だった学校が一番被害が少なかった

・住民が前提条件を理解しておかないといけない→M8 で作ったハザードマップは M9 の地震が起きた時役に立たない

・残った 60 隻の漁船を共同利用とした→これがコミュニティの力(行政ではできない)

・東日本以降に全ての市長がコミュニティが大切だと言葉を発した

- ・必要性の話はするが実効性の話をしない
- ・祭が盛んな地域は防災力が高い
- ・「防災の主流化」→公園など作るときには防災の確認をする→災害の時、殆どの小学校が浸水した
- ・岐阜県のコミュニティバスは成功した→廃止する条件を始める前に提示した
- ・もっとも強調したいのは、地域で答えを出す。

「平成 30 年 7 月豪雨災害における広島市の対応と取組について」 広島市長 松井一実

- ・わが町防災マップ作成の支援→災害に応じた避難場所、隠れた危険箇所の抽出
- ・災害登録石碑:国土地理登録院で地図記号を登録→災害石碑の場所がわかる

(皆様にお伝えしたい事)

平常時

- ・大丈夫だろうと予断を持たず、災害への備えをとる
- ・住民に「災害は身近に起こる」と当事者意識を持ってもらうかを意識する
- ・近隣市町との危機管理体制の連携を図る

災害発生が高まった時

- ・狼少年論を恐れず人命を大切にすることに最善を尽くす

復旧復興時期

- ・昨日復旧するだけではなく、その地域に住んでいる住民が愛着を持って住み続けられるようなまちにしていこうという視点を持つ
- ・前例にとらわれず、常に検証を行い、必要な改善を行う
- ・災害を記録に残し継承を図る

「火山災害と防災」 防災科学技術研究所火山研究推進センター長 中田節也

- ・ジオパークとは、ユネスコの自然保護プログラムの一つで、科学的な価値がある地質・地形遺産を複数含む地域が自然と人々のつながりを理解して、それを活用しながら地域全体が持続的に発展しようとする仕組み(全国や世界のジオパーク地域がお互いに連携しているのが特徴)
- ・近い将来、日本で今まで経験したことがない大規模な噴火が到来する。現在の火山防災体制が不十分であることを理解し、国任せにすることなく私たちが協働して対策を行う必要がある。地域の構成員全員が関わって創り上げるジオパークのような仕組みを活用することで、長続きする火山防災への取り組みが可能になる。

○ 11月8日 9:30~11:50

◆パネルディスカッション「防災とコミュニティ」

「防災とコミュニティ」 地域創造学科長教授 田中正人

- ・無人島に大雨や台風が来ても災害とは言わない
- ・文化が忘れられて危険だけが残った

・コミュニティ・災害リスク・自然災害→防災減災の困難化→しかしこれは逆に捉えるとそれぞれを強化するチャンスと捉えることができる。

「目標と限界を共有する戦略的な連携計画」 香川大学准教授 磯打千雅子

- ・BCP 事業継続計画、DCP 地域継続計画
- ・BCP 被災を前提とした対応計画→現状 大企業は作っているのが当たり前 小規模事業所では 7%しか作られていない
- ・DCP 個別最適は全体最適ではない(目標と限界を共有する計画)
- ・自助・共助・公助の 3 分論を溶かして、連携できる

「地域コミュニティの強化を目指して」 霧島市自治公民館長 持留憲治

- ・人口は増えているが自治会に加入する人は減っている→アパート・マンションが主要因

「安全安心なまち三島を目指して」 三島市長 豊岡武士

- ・被災者支援物資供給マニュアル←どんなものだろう？
- ・オフロードバイク隊→被災状況を確認する。→自衛隊で訓練
- ・避難所運営基本マニュアルを各避難所へ設置→女性・要支援者に配慮→ピクトグラムを活用→避難所開設アクションシートを作成→絵に描いた餅にならないように避難所開設訓練を実施
- ・シェークアウト訓練→サイレンが鳴ったら身を隠すなどの訓練

「防災活動を通じた地域との連携」 海南市長 神出政己

- ・旧庁舎は 4m 浸水予想の場所にあった→復旧復興の拠点が浸水してはいけな→内陸へ新庁舎を移設
- ・危険なブロック塀撤去事業→子供会や自治会から 800 カ所の危険箇所の報告→行政が持ち主に撤去を進め 50 カ所撤去できた
- ・ハザードマップの説明などは自治会が住民に説明

「コミュニティ・レジリエンス醸成のカギを探って」 専修大学人間科学部教授 大矢根淳

- ・阪神大震災で公共の限界が吐露された
- ・「防災行政任せ」と言う一般的意識が図らずも広がってきている
- ・堤防での花見→冬場に緩んだ堤防の地固めになっている→結果的に防災に繋がっている
- ・防災マップを絵餅にしないために→防災資機材の配置図をつける→誰がどうやって災いを防ぐかが書かれていないと意味がない
- ・防災倉庫=体育倉庫 災害時カギを持った人が被災している可能性もある。体育倉庫 行事に合わせて必要なものが手前に置いてある→いざという時、防災の備品がどこにあるかわからない→置き場所を決めてルール化
- ・高層マンション災害時に避難しなくても良いが電気がない水が出ないと言った条件の中で高齢者はど

うすれば良いのか→中高生がビルを駆け上がり安否を確認→要支援の高齢者も支援する
・あるものを使う→一歩踏み込む(防災マップを作るだけではなく、その先を考える)

ディスカッション

・外国人への的確な情報発信

→昔は災害弱者と言っていた・指示しても動けない(要支援者と同じ)(大矢根)

→ホテルでは不特定多数の人がいるが夜中に避難行動が取れない→修学旅行生に協力してもらい避難訓練(大矢根)

・報道による風評被害

・人材育成、自主防災組織の活性化

→自治会加入者へ防災勉強会を年2回実施(南海市長)

→マンションの人が防災訓練参加しない→参加賞を出して参加率を上げる また、企業の宣伝にもなる

◆所感

・地域の課題を行政も地域と一緒に考えて考える

・ブロック塀撤去事業の取り組みいいなと感じた

・里庄町→防災行政無線→導入する費用がない→地元代表者に携帯を貸与→ライングループで展開→人と人との接点を活用

・防災無線→大雨でまったく聞こえなかった→携帯電話の無料貸与は良い手だ

・福山市では、大規模災害による大人数による避難所運営の経験がなく、避難所運営マニュアルの整備や運営方法の訓練など不十分である。今の段階で南海トラフなどが発生し大規模な避難所生活が始まると混雑を極めることとなる。避難所運営マニュアルの整備を早急に行うよう 19 年 9 月議会でも提案したが引き続き要望していく。

・小中学生の防災訓練は毎年行われているが、三島市のように地域の防災訓練には参加していない。福山市も地域防災を支えるのは主に高齢であるため次世代の担い手を確保する意味でも、小中学生が地域防災訓練に積極的に参加するよう要望したい。

支 出 書

会 派 名	新政クラブ	整理 No.2－4
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 2 研 修 費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広 報 費 6 広 聴 費 7 要請・陳情活動費 8 会 議 費 9 人 件 費 10 事 務 所 費	
金 額	407,290 円	
支出年月日	2020 年 1 月 20 日	
支 出 内 容	1 月 26 日～28 日 地方議会総合研究所セミナー（東京都豊島区）への参加費 及び出張旅費	
支 出 先	別添、領収書のとおり	

領 収 書 (該当○印)	☒ (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

別紙

領収書添付用紙

支出書整理 No.2-4

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

2020年1月20日

(会派名) 新政クラブ

(代表者) 八杉 光乗

¥85,470

但 1月26日～28日、東京都
豊島区へ出張旅費

上記正に領収いたしました

(会派名) 新政クラブ

(名 前) 大塚 忠司



	金 額	摘 要
交通費	48,120 円	東京都豊島区
日当	7,750 円	2.5 日
宿泊料	29,600 円	2 泊
(合計)	85,470 円	

領 収 書

2020年1月20日

(会派名) 新政クラブ

(代表者) 八杉 光乗

¥85,470

但 1月26日～28日、東京都
豊島区へ出張旅費

上記正に領収いたしました

(会派名) 新政クラブ

(名 前) 八杉 光乗



	金 額	摘 要
交通費	48,120 円	東京都豊島区
日当	7,750 円	2.5 日
宿泊料	29,600 円	2 泊
(合計)	85,470 円	

別紙

領収書添付用紙

支出書整理 No.2-4

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

2020年1月20日

(会派名) 新政クラブ

(代表者) 八杉 光乗

¥85,470

但 1月26日～28日、東京都

豊島区への出張旅費

上記正に領収いたしました

(会派名) 新政クラブ

(名 前) 宮地 毅

	金 額	摘 要
交通費	48,120 円	東京都豊島区
日当	7,750 円	2.5 日
宿泊料	29,600 円	2 泊
(合計)	85,470 円	

電信振

振込金(兼手数料)受取書

本記の「預金払戻請求書による振込」欄に○がある場合は、「振込受付書」として、○がない場合には「振込金受取書」として使用します。

☐ 預金払戻請求書による振込(兼手数料受取書)

お 受 取 人	銀行名 ！漢字などでご記入ください (左詰)	銀行 廣協 信金 信組 その他	支店・出張所名 ！漢字などでご記入ください (左詰)	支店
	みずほ	〇〇〇〇〇〇	麹町	
お 依 頼 人	普通 当座 貯蓄 その他	金 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一	金額	
	振込に○を ご記入ください	〇〇〇〇〇	975,000 円	
ご 依 頼 人	フリガナ！カタカナで記入。漢字(丁)半角で丁も一字です。	金額・受取人は訂正いたしません。		
	カトキボウキカイリウコ	お願い ・午後2時以降のご依頼は当日中に到着しない場合もございます。ご了承ください。 ・ご記入間違いなどがあると、廃会等のために振込が遅延することがあります。また、この場合他、訂正手数料等がかかることがあります。 ・過信伝達の被害等のやむを得ない事由により振込が遅延することがありますのでご了承ください。		
お 受 取 人	漢字など(お受取人さまのおなまえをご記入ください)	手数料区分	現金 振替 後納 その他	C M F 番 号
	株式会社 地方議会総合研究所	〇〇〇〇	〇	
ご 依 頼 人	連絡先電話 (03) 6912-1930	手数料	〇〇〇 円	公金振込の場合
お 受 取 人	お受取人さまが指定した番号がある場合 (お名前の方に漢字を入れる時記入)	毎度ひろぎんをご利用いただきまして ありがとうございます。 今後ともよろしくお願い申し上げます。		
	フリガナ！カタカナで記入。漢字(丁)半角で丁も一字です。	広島銀行 広島市東区 広島市東区		
ご 依 頼 人	オクヤマシキカイシンセイ	店		
	クヲフ	店		
お 受 取 人	漢字など(あなたさまのおなまえをご記入ください)	【振込金受取書】 〈現金・小切手〉 印紙200円 振込金+手数料が 5万円未満所得税 控除		
	福山市議会 新政クラブ	【振込受付書】 〈払戻請求書〉 印紙税		
ご 依 頼 人	福山市東区 3番5号	店		
	連絡先電話 (084) 928-1123	店		

領収書添付用紙

支出書整理 No.2-4

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領収証

No.

2020年1月28日

八杉光乗 様

金額 ￥25,000

但 1月28日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

内	消費税等
現金	

収入印鑑

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究



領収証

No.

2020年1月28日

宮地 毅 様

金額 ￥25,000

但 1月28日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

内	消費税等
現金	

収入印鑑

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究



領収証

No.

2020年1月28日

大塚忠司 様

金額 ￥25,000

但 1月28日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

内	消費税等
現金	

収入印鑑

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究



研究研修・調査報告書

会 派 名	新政クラブ	報 告 日	2020年2月7日			
代 表 者	八杉 光乗 (印)	報 告 者	八杉 光乗 (印)			
参 加 者						
	大塚忠司 八杉光乗 宮地 毅 計3名					
実 施 日	2020年1月26日 ~ 1月28日					
研究研修・調査等の場所	東京都豊島区 アットビジネスセンター池袋駅前別館					
目 的	地方議会総合研究所セミナー受講					
	「災害に対する地方議会の対策・対応」 講師：幸田雅治					
	「基礎的自治体とこれからの広域連携」 講師：幸田雅治					
	「よくわかる地方財政と自治体予算」 講師：定野 司					
研究研修・調査等の概要						
■ 1月26日 移動日 ■ 1月27日 □ 「災害に対する地方議会の対策・対応」 (10:00~13:00) 1. 過去の災害に学ぶ ①東日本大震災の教訓 ○準備していることは応用が効く ・ 平常時からの準備が重要 (過去の経験に学ぶ) ・ 想定外に備える (地震, 津波, 原発事故) ○自ら災害に対処する能力を身につける ・ 現状のしっかりした認識とそれへの取り組みの意識が重要 ・ 日常的な点検, 評価が大事						

○地域の力を強化する

- ・コミュニティの絆の強さが減災につながる
- ・復旧・復興局面においても地域的な絆は大きな効果を及ぼす

○行政機能の一層の発揮

- ・行政は住民の声を受け止めることが大事
- ・国、自治体がそれぞれの役割に応じた行政機能の強化

②広島土砂災害の教訓

○観測史上最大規模の豪雨が発生

- ・土砂災害リスク情報の把握と共有
- ・状況に応じた柔軟な対応

○都市周辺の災害危険性の高い地域に住宅地が拡大

- ・まちづくりと災害リスクとの連動
- ・防災の観点からの横断的規制の強化

○災害発生時の情報伝達と迅速な避難が重要

- ・土砂災害警戒情報の改善、共有
- ・避難行動を適切に行うための仕組みづくり

③熊本地震の教訓

○多様な専門家支援の展開とミスマッチ

- ・専門性とノウハウを活用した幅広い支援
- ・NPO法人、民間企業、ボランティアとの連携

○自治体業務の混乱と停滞が発生

- ・市町村主体の対処と国の適切な支援
- ・市町村の受援体制の強化

○災害発生時の対応における柔軟性が重要

- ・罹災証明の発行の遅れ
- ・避難所生活の長期化（仮設住宅建設の遅れ）

④西日本豪雨の教訓

○洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域において避難情報が発令されていたが人的被害が多く発生

- ・早めの避難行動（例えば半日前避難）
- ・発令内容の住民への確実な伝達

○バックウォーター現象による河川決壊

- ・本川と支川の合流部における支川堤防の強化

○被災地の多くは平成の合併で吸収された町村で自治体の被災地への対応に問題

- ・支所及び本庁の対応に遅延

・住民ニーズの確実な吸い上げの必要性

2. 防災・危機管理における姿勢

①危機管理対応能力

- ハード面での危機対応のための十分な備えとともに、人的な面で危機発生時に必要な知識及び経験を有している人材を十分確保しておくことが重要
- 危機管理対応能力として必要な能力とは、
 - ・状況把握能力（状況分析能力）
 - ・柔軟な想像力
 - ・適切な判断力

②危機管理の4段階

- 被害抑止…危機が起こらないようにし、起こった場合の影響を少なくする事前対策
- 被害軽減…危機が生じた場合を想定して、それに対処して悪影響を最小限にする態勢を準備しておく
- 応急対応…実際に危機が発生した際の対処行動
- 復旧…危機が発生して生じた被害を平常に（旧に）復する活動
この後に
- 復興段階…長期的展望に基づき地域の再建を目指す活動

3. 災害発生直後の応急時における議員の役割

①災害直後の応急対応段階

- 住民の安全の確保，救助，救出を行う初動期
 - ・必要な情報伝達がいかに早く，できるだけ多くの住民に伝えられるか
 - ・この時期は，マンパワーの面での行政対応力及び政治的発信力が重要

②応急時における自治体の危機管理は

- 初動対応…職員参集，災害対策本部の設置・運営，情報把握・対策の実施
- 組織間協力…応援要請，応援側と受援側の連携・調整
- 住民への対応…住民への情報提供，住民ニーズへの対応
- マスコミ対応…緊急時広報，マスコミの取材への対応

③地方議員が何らかの役割を果たすことが可能なのは

- 初動対応…情報把握（議会，議員として執行部との情報共有）
- 住民への対応…住民への情報提供の一翼を担うとともに，住民ニーズを執行部へ伝える役割を担うことが可能

- ④応急時は基本的には行政の役割であるが，議員は住民と同様の対応（自らの安全確保，共助）をした上で，被災住民と行政の橋渡し，住民への情報伝達の役割を担う
→行政との情報共有は重要
地域をよく知っている議員としての役割…安否確認，避難所運営など

4. 復旧時における議員の役割

①復旧段階

○ガレキの撤去，インフラ復興，避難所等の運営と生活改善（物資の調達，配送を含む），避難所の早期解消と仮設住宅への移行及び復興が始まるまでの被災者等の就労支援が行われる時期

- ・インフラの復旧などは国や県の役割が大きい
- ・復旧には機動性，時間的な迅速性が求められる
- ・この時期は，自己決定力の発揮が重要

②復旧時における地方議会の役割

○行政…課題解決のためにスピード感を持って対応しなければならない時期

○議会…徐々に議会，議員の本来の活動を行っていく時期

- ・行政に対して課題解決に向けた活動（意見提出等）を行っていくことが必要
 - ・地域に根ざした存在として，それぞれの地域における復旧状況の相違や抱えている課題の違いをよく把握して行政対応に反映していく役割が求められる
- 議会機能の維持が重要

5. 復興時における議員の役割

①復興段階

○住宅再建，産業再建などの生活復興（くらしの復興）を図るとともに，都市復興，地域づくりなどにより市街地復興（まちの復興）を図っていく時期

- ・地域としての意見集約を適切に行い，地域全体での復興の方針を立てていく
- ・この時期は，行政対応力，自己決定力，政治的発信力が重要であるとともに，復興は新しく地域を再生する「まちづくり」そのものであることから，その地域の総合力が問われる

②復興時における地方議会の役割

○復興

- ・単に従前の状況に復旧するのではなく，長期的展望に基づき市街地構造や住宅形態，社会経済を含めた地域社会の構造を今一度見直し，新しい市街地や地域の創出を目指すこと
- ・被災した生活や地域（都市）を立て直すためには，将来の長期ビジョンとその実現へのシナリオが必要
- ・復興計画を推進する上では，地域住民が納得できる計画策定過程が大変重要

○議会

- ・議会本来の役割を発揮しなければならない
- ・そのためには，団体自治（審議機能，監視機能）及び住民自治を体現することが

必要

6. 災害発生前における議員の役割

「災害発生直後の応急対応」、「復旧時における対応」、「復興時における対応」を的確に行うには、そのための準備が必要

そのため、地域防災計画の充実を図るとともに、防災対策基本条例を定めている自治体が増えている

○地方議会、地方議員の役割と責任

- ・ 人と人とのつながりの視点…コミュニティがしっかりした地域は防災に強い
- ・ 官民融合の視点…NPO、企業、ボランティア等の民間との連携を視野に入れた総合的な地域防災計画
- ・ リスクコミュニケーションの視点…リスクをどのように見積もるのか、リスクはどこまで許容できるのか

7. 防災対策基本条例

防災対策基本条例は、防災対策の基本理念、行政機関・市民・事業者等の責務や役割、防災対策の基本的事項を定め、防災対策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている

○防災対策基本条例の役割及び意義

- ・ 法律で規定されていない事項について条例により補完
- ・ 自治体レベルでの防災対策の総合的対応を担保
- ・ 条例案の策定プロセスにおける住民をはじめとする関係者の参加

8. まとめ

大規模災害時における地方議会、議員の役割（各フェーズ）

○災害発生前…議会、議員の役割は大きい

- ・ 被害抑止及び被害軽減の対策

○応急…基本的には行政の役割（行政との情報共有は重要）

- ・ 住民と同様の対応（自らの安全確保、共助）
- ・ 被災住民と行政の橋渡し、住民への情報伝達

○復旧…徐々に議会、議員の本来の活動を行う（議会機能の維持が重要）

- ・ 議会の意見を踏まえながら、行政がスピード感を持って実施

○復興…議会、議員の本来の役割を発揮

- ・ 団体自治（審議機能、監視機能）及び住民自治を体現

□「基礎的自治体とこれからの広域連携」 (14:00~17:00)

1. 基礎的自治体とは

- ・“市町村は基礎的自治体である”という場合、少なくともその一般的な語義としては“地方自治制度の基本的構成部分たるべきもの”という趣旨を含んでいる
- ・「基礎的な団体」「自治体の基本的な姿」としての市町村が地方自治法上は「中心」であるべき
- ・市町村がわが国において明治以降基礎的地方公共団体としての長い歴史を持ち、自治体としての社会的実体を備えている

2. 平成の市町村合併の弊害

①政治的発信力の低下

- ・地域のリーダーであった首長がいなくなる政治的意味は大きい
- ・住民代表である議員が大幅に減少する
- ・市町村の名称が消滅する

②行政対応力の低下

○マンパワーの低下

- ・「行政サービスが低下しているとの実感」は、行政対応力の低下によってもたらされる

○自己決定力の喪失

- ・合併後は新しい1つの自治体となるので、基本的に本庁において物事が決定される

③合併が主に財政的理由で行われたこと

- ・平成の大合併は、単に市町村規模の拡大、市町村の財政力強化というだけで明確な理念を欠いたものであった
- ・行財政基盤の強化という名目の下、自治体の重要な責務である住民サービスの観点は横に置かれ財政的な議論が中心となった合併が多い

④合併と地方自治

- ・特色のある地域に合ったリーダーがいて、初めてその地域の力が発揮される
- ・それぞれの地理的条件や風土、文化を踏まえて、初めて適切な自治体のエリアが考えられる
- ・地域における住民と自治体の関係性にもっと目を向ける必要がある
- ・基礎自治体における民主主義の力が地域力を発揮することにつながる
- ・行政の効率性や財政の観点で合併を論じてはならない

3. 市町村合併による議員の住民代表制の変容

①合併により地域の市町村議員がいなくなった地域・・・69地域（2014年度）

②議員機能（民意反映機能）・・・地域自治区（地域協議会）、住民自治組織（自治会）

- ・議会との継続的な連携が重要
- ・当該組織の権限（市長からの諮問機関、市長への意見具申機能、諮問に対する答申や意見書に対する市長側の応答義務や尊重義務など）や位置付け（組織の継続性がどの程度の強さで確保されているか）が重要

4. 総務省2040構想報告書と第32次地方制度調査会

①新たな自治体行政の基本的な考え方

- ・人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要（スマート自治体への転換）
- ・圏域マネジメントの二層化と柔軟化
- ・東京圏のプラットフォーム

②自治体戦略2040構想研究会報告

- ・諸外国との比較では、わが国の公務員数が分野を問わず極端に少ない
- ・自治体として果たすべき公共的役割を押さえた上で、必要な人員を確保する方向に舵を切るとともに、国からの不必要な指導、監督等を大幅に減らし、仕事と人のバランスを回復していくことが求められる
- ・実態を十分に把握し何が課題であるかを見極めた上で、地域が置かれている状況や課題に応じて選択可能な有効・適切な広域的連携の仕組みについて丁寧に議論を進めることが必要
- ・地域のことをよく知っており住民に身近な自治体である市町村が、地域の課題や住民ニーズを的確に把握して自ら課題解決力を発揮でき、市町村の自己決定力が高まるように地方自治制度の改善充実に取り組むことが大切
- ・地方自治は多様性を前提としなければ成り立たない、大都市と中山間地域では抱える課題も異なるし人々の生活形態も異なる、自治体はそれに応じた行政を展開していかなければならない

5. 広域連携の仕組みの評価と今後のあり方

①広域連携のあり方（日弁連主催シンポジウムより）

- ・広域連携はあくまでも自治体の対等平等性、市町村の自律性が前提、広域連携は関係市町村が対等に話し合っ取り組むべきものであるが、連携中枢都市圏制度は本来の広域連携からは乖離している
- ・「圏域」を法制化し「圏域」が主体となって行政のスタンダード化を進めていくことは、これまでの広域連携の仕組みと異なり、自治体の個別事務ごとの自主的な判断ではなく、全国的に国が主導して市町村の権限の一部を「圏域」に担わせようとするものであり、自治体が自主的権限によって自らの事務を処理するという

団体自治の観点から問題がある

②連携中枢都市圏構想の問題点

- 持続可能な地域社会を実現するための理念からの視点
 - ・コンパクト化とネットワーク化が効果的であるという根拠がない
 - ・中枢都市が地域をけん引するという考えは根拠がない
- 地方分権の理念からの視点
 - ・地方の自主性を軽視している
 - ・地方交付税が一般財源であることを軽視している
- 民主主義の理念からの視点
 - ・所管管理原則に反するとともに法的根拠がない
 - ・住民一人一人の生活向上の視点がない

6. 広域連携における構成自治体の対等性と多様性

①広域連携の取り組み事例 一対等性への配慮一

○れんけいこうち広域都市圏

- ・高知市及び隣接する21市町村については、連携中枢都市圏制度を活用し、国による財政支援を受けて取り組みを推進
- ・その他の13市町村については、高知県が交付金を創設して財政支援を行う

○東三河広域連合

- ・広域連合長は特定の自治体の長が充て職的に就任するのではなく、当選回数等も加味して実質的な互選により選出
- ・負担金の基準は人口割りを基本

○奈良モデル

- ・利法上の契約を活用し柔軟に連携・協働
- ・知事と市町村長が年4～5回意見交換を行っている

7. 広域連携における議員の役割

①住民意見の多様性

- ・議員は、住民から選挙で選ばれた存在として「独立性」を有し、様々な情報源を有する「分散性」の要件を満たしている
- ・議会は、公開の場での塾議と決定プロセスの正当性というルールによって、様々な意見を比較検討して結論を導く「集約性」の仕組みを有している

②住民の議会への効力感の増進

- ・地方議会が住民の多様なニーズを受け止め、討議の場となることが重要
- ・議員と住民の協働の場として、住民が有能感、効力感を議会、議員に対して持つことができるかどうかがこれからの地方議会を左右する

③議会と住民の関係性こそ“自治”の基本

- ・多様性を重視する社会を実現するためには、自治制度の多様性が認められ、住民の多様な意見が自治体の政策に反映される必要がある
- ・住民の多様な意見が反映されるためには、首長及び議会と住民の関係性の近さが重要、住民と首長、議会の近さが地域力、自治力の源泉

■1月28日

□「よくわかる地方財政と自治体予算」 (10:00~17:00)

1. 自治体財政の状況

- ・財政規模(対GDP比) 国4.0% 自治体10.8%
- ・税収入 国62.4兆円 自治体39.1兆円
- ・歳出 国71.0兆円 自治体97.3兆円
- ・自治体の役割 防衛費、年金の除く生活全般
- ・地方財政計画(4.4兆円不足) 地方交付税不足
- ・臨時財政対策債(赤字地方債)残高 53.1兆円
- ・借入金残高 195兆円(国893兆円)

※地方財政計画は2019年度、他は2017年度

2. 地方財政のしくみと現状

①地方財政の3つの機能

○資源配分機能

- ・地方公共財の提供 ←自治体の存立意義

○所得再配分機能 ←国の機能の補完

- ・地方税、サービスの所得制限、減免措置

○経済安定化機能 ←国の機能の支援

- ・地方単独事業、地域金融施策

※日本の自治体の財政水準は地方財政計画で決まってしまう

※日本の自治体の6割は地方税より地方交付税の方が多い

②地方交付税の3つの機能

○財源保障機能

- ・国→自治体全体への(マクロの)保障

○財政調整機能

- ・基準財政需要額と基準財政収入額との差
- ・国→個々の自治体への(ミクロの)保障

○政策誘導機能

- ・国→地方の政策を誘導

③地方債の4つの機能

- ・世代間の負担の公平を図る
- ・財政負担の平準化を図る
- ・一般財源を補完する
- ・経済対策の原資となる

3. 自治体財政の7つの課題

- ①人口減少社会における財政運営の難しさ
- ②進むインフラの老朽化と対応の遅れ
- ③自治体間競争という言葉の錯覚
- ④増え続ける医療費、生活保護費
- ⑤補助金という誘惑
- ⑥外から見えない特別会計の存在
- ⑦臨時財政対策債（赤字地方債）のわな

4. 持続可能な自治体のための7つのヒント

- ①住民ニーズをとらえた施策の選択と集中を行う
- ②NPMで現場の知恵を活かす
- ③行政評価で目標・プロセスを明確にする
- ④行政改革で小さな自治体をめざす
- ⑤公会計制度改革でコスト意識を醸成する
- ⑥協働で築く社会（新しい公共）を実現する
- ⑦元気の職員を育て改革の原動力にする

5. 行財政運営の基本原則

- ①地方公共団体は、その健全な運営に努め、いやすくも国の政策に反し、また国の財政もしくは他の地方公共団体の財政に影響を及ぼすような施策を行ってはならない
- ②国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやすくもその自律性を損ない、また地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない

6. 予算編成の基本原則

- ①地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない
- ②地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、これを予算に計上しなければならない

7. 予算要求のポイント

①経常経費

- ・事業の意義，目的，目標が現在の状況に合致しているか
- ・廃止，縮小できない理由があるか
- ・民間や他のセクターで実施できないか
- ・事業実績（決算）とその効果
- ・前年度から増減があればその理由
- ・さらに効率的な事業執行はできないか

※長く続いている事業ほど議論が不足している

②政策経費

- ・事業の意義，目的，目標を明確にする
- ・重点施策，他の計画，関係施策との整合性
- ・他の自治体での実施状況
- ・民間や他のセクターでできない理由
- ・事業費の正確な積み上げ
- ・職員増，人件費，間接費の増加
- ・次年度以降の財政負担
- ・複数年の比較と最善策であることの証
- ・事業の見直し時期（サンセット方式）

8. 予算査定のポイント

- ①そもそも自治体の仕事なのか
- ②予算編成方針，全体計画に沿ったものか
- ③住民，議会からの要望
- ④既存事業との均衡，調整
- ⑤職員の増加を伴わないか
- ⑥将来の財政負担
- ⑦国庫補助金などの特定財源の見直し
- ⑧採算性，受益者負担は適正か
- ⑨執行方法に無理無駄はないか，効率的か

9. 予算編成の現状と課題

①財政課

- ・財政は厳しい（マイナスシーリング）
- ・目的が「切り込む」ことになる

- ・ 財政部門がすべての事業に精通しているわけではない
- ・ 行政評価で切り込めるほど制度が成熟していない
- ・ 切りやすいところから切る
- ・ 「切る」能力が評価される
- ・ 政策、施策が当たらない

②事業課

- ・ 判断が財政部門の査定に委ねられる
- ・ 目的は「与えられた予算を使うこと」
- ・ 危機感やコスト意識の欠落
- ・ 努力しても評価されるのは財政部門
- ・ 創意工夫、努力を惜しむようになる
- ・ 行政評価が崩壊する

10. 足立区の3制度

①包括予算制度

○背景と目的

- ・ 区は自己進化する自治体を目指し「構造改革戦略」を打ち出したが、これを推進するためには、区の組織内部、組織間における依存性やもたれあいをなくし、責任の所在を明確にして自律型組織への転換を進めなければならない
- ・ そのため、各部長を中心とした「自己検証・自己責任システム」の整備の一環として包括予算制度を導入する

○権限委譲の内容

- ・ 人件費を含む経常経費について一般財源を付与する
- ・ 事業部はその財源を使って自主的に予算を調整する
- ・ 予算の執行計画、流用、執行委任については、各部の判断で政策経営部長への協議を省略することができる

○各部へのインセンティブ

- ・ 実質収支の1/2は次年度以降に備え積み立てるが、残り1/2については各部の判断により予算編成時に利用することができる

○3つのねらい

- ・ 政策意図の明確化
- ・ 現場主義・顧客主義の徹底
- ・ 権限と責任の分担による公務員意識の改革

②行政評価

○定義

- ・ 行政活動を一定の基準・視点に従って定期的に評価し、そこで得られた評価情報

を次の計画立案や事業改善へと反映される一連の作業

- ・ 事務負担が膨大（特に事務事業評価）
- ・ 目的が不明確である
- ・ 予算削減のツールとした（財政危機型）



- ・ 予算削減のツールでなくなった（包括予算制度）
- ・ 目的は目標と成果の見える化

○目的

- ・ 区民に対する説明責任を果たし協働の基礎をつくる
- ・ 成果重視の区政への転換を進めるとともに基本計画の進行管理を行う
- ・ PDCAの「マネジメントサイクル」を確立し戦略的な区政運営を行う
- ・ 職員の意識改革を進め政策形成能力を高める

③複線型人事制度

○導入の経緯

- ・ 幅広い知識・経験を持つ職員、特定の専門・得意分野を持つ職員が、自らの適正を活かしキャリア形成が可能な人事制度を導入する

○求められる能力と職員像

- ・ 社会構造の変化により行政課題が複雑・高度化
- ・ 職員数の減少による少数精鋭
- ・ 職務遂行能力、コミュニケーション能力、問題解決能力、専門性、課題設定能力

○専門職員の役割

- ・ 特定専門分野の知識・経験を活かした政策提言、課題解決
- ・ ブラックボックス化した専門知識・ノウハウを見える化し継承
- ・ 後継職員の育成・指導

○メリット

- ・ 職場研修等による知識・ノウハウの継承、職務を通じた後継職員の育成により、組織のレベルアップを図ることができる
- ・ 職員の意思で専門分野に進むことで、目標や取り組むべき課題が明確になり、モチベーションの向上と成果が期待できる
- ・ 職員の意欲や適正、専門知識を活かし、自分に適したキャリア形成が可能になる
- ・ キャリアアップに必要な専門研修の受講、民間企業への派遣の機会が与えられる
- ・ 資格取得支援や昇任選考推薦が受けられる

□全体感想

1. 災害に対する地方議会の対策・対応

過去の災害を振り返りながら、課題や災害対応における議会・議員の役割について考える。地方議員は住民に密着した存在であるため、住民からの生の声を持っている、住民の声を踏まえ（メッセンジャーではなく）地方議員の役割（住民の意見を公共化する）を果たしていかなければならない。

大規模災害を災害発生前、応急、復旧、復興のフェーズで見ると、特に災害発生前における議会・議員の役割・責任は重い。地方議会と地域住民との関係に着目し、人と人とのつながり、官民融合、リスクコミュニケーションの3つの視点から、被害抑止及び被害軽減など、事前に備えておくべき対策（危機管理・リスク管理）を講じておく必要がある。

災害発生直後の応急時は、基本的には行政の役割となるが、議員は、住民と同様の対応（自らの安全確保や共助）をとりながら、行政との情報共有を密にし、被災住民と行政の橋渡し、住民への情報伝達の役割を担っていかなければならない。

復旧時より、議会や議員は本来の活動を行っていく時期に当たる。議員は地域に根ざした存在として、地域における復旧状況や課題を把握して、行政対応に反映していく役割が求められる。

復興段階になると、団体自治（審議機能・監視機能）や住民自治の体現など、議会は本来の役割を発揮していかなければならない。

近年、頻発する自然災害は、日本各地で猛威をふるっている。本市も平成30年7月豪雨では、甚大な被害を受けたところである。日頃の備えを充実していくことは勿論であるが、この度のセミナーを参考に、各フェーズにおける対応について整理を行い、有事の際、議会・議員の役割が適切に発揮されるよう取り組んでいきたい。

2. 基礎的自治体とこれからの広域連携

これまでの市町村合併を通して、広域連携のあり方、そして、多様性の中の自治制度と自治について考える。

平成の大合併については、平成11年以来、基礎自治体の行財政基盤確立のため、合併特例債などの手厚い財政措置や、国・都道府県の積極的な関与もあり、全国的に市町村合併が推進された。（市町村数 平成11年：3232 平成22年：1727）

合併の賛否については、さまざまな意見があり、評価も大きく分かれているとのこと。

合併による主な効果としては、①専門職員の配置など住民サービス提供体制の充実強化 ②少子高齢化への対応 ③広域的なまちづくり ④適正な職員の配置や公共施設の統廃合など行財政の効率化 が挙げられる一方、①周辺部の旧市町村の活力喪失 ②住民の声が届きにくくなっている ③住民サービスの低下 ④旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失 が問題点・課題となっている。

そうした歴史背景の中、平成の大合併が終了した現在、市町村は新しい広域連携の時代に入った。新しい広域連携は、少子高齢化や人口減少が進む中で、如何に住民サービスを維持しつつ新しい行政ニーズに対応していくかという課題に対応するためのものである。

平成の大合併により変化した市町村の体制を踏まえて、地域ごとに市町村が必要に応じ、多様な分野で多様な形の連携を、環境の変化に応じて柔軟に見直しを行いながら実施していく必要がある。

福山市は、こうした地方の人口減少に歯止めをかけ、地域経済の活性化を図り、都市機能や住民サービスについて、産学金官民で連携・役割分担して取り組むことで、より一層効果的なものにしていくことを目的に、備後圏域6市2町と連携中枢都市圏の取り組みを進めている。(福山市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、笠岡市、井原市)

連携中枢都市圏の推進に当たっては、圏域全体の経済成長のけん引や、高度医療の提供体制の充実など高次の都市機能の集積・強化、地域公共交通ネットワークの形成など圏域全体の生活関連機能サービスの向上が求められる。

広域連携では、構成自治体の対等性と多様性が問われる。先進的な取り組みを行っている圏域を参考しながら、福山市議会においても、次の取り組みを強化していく必要がある。

議会が住民の多様なニーズを受け止め、議員と住民の協働の場とすることで、住民が議会・議員に対して有能感、効力感を持つことができるようにする。多様性を重視する社会を実現するためには、住民の多様な意見が自治体の政策に反映される必要がある。議会と住民の近密性・関係性を大切に、住民と議員が一緒にさまざまな政策課題を議論し、地域の未来を創造することによって、真の自治社会の実現を目指していかなければならない。

3. よくわかる地方財政と自治体予算

これからの地方自治体は、人口減少や自然災害の多発など、社会環境の変化に的確に対応しつつ、地域住民の安心・安全を守り、多様な行政サービスを安定的に確保し、持続可能な地域社会の実現に取り組んでいかなければならない。そのためには、個性と活力ある地域経済の実現と地方財政の健全化を両立させ、確固とした地方税財政の基盤を構築することが不可欠である。必要な歳出総額及び一般財源総額を安定的に確保することはもとより、喫緊の政策課題に対応するための財源もしっかりと確保されなければならない。

住民に身近な行政サービスの担い手は地方自治体である。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備等、住民に身近な行政サービスに関連する経費の多くは地方自治体を通じて支出されている。引き続き、地方自治体がこうした役割を適切に担っていくことが期待されている。

一方で、今後、少子高齢化や人口減少の深刻化により、人口構造に大きな変化が見込まれる中、東京圏に対する地方からの人口流入や経済活動の一極集中、また、それに伴う地方の疲弊が限界を迎えている。加えて、多発・大規模化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、住民の生命の安全を守るための取り組みも急務となっている。

こうしたことは、本市においても同様にことが言える。

今後、出生数の減少や2025年問題と言われている75歳以上の後期高齢者の急増により、少子高齢化が更に進むことから、税収の減少や社会保障関係費の増加が予測される。こうした経済社会の大きな変化の中にあっても、必要な行政サービスを提供していくためには、持続可能で強靱な財政基盤を構築していくことが何より重要である。

このため本市は、2020年度から中期的視点に立った都市づくりを支えるため、歳入・歳出の両面からなる総合的な財源確保策に計画的に取り組み、2024年度までの5年間で総額87億円の財源確保をめざしていくとしている。

議会としても、本市の将来像を見据え、また持続可能な住民サービスの視点に立ち、責任と役割を果たしていきたい。

支 出 書

会 派 名	新政クラブ	整理 No.2-5
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 2 研 修 費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広 報 費 6 広 聴 費 7 要請・陳情活動費 8 会 議 費 9 人 件 費 10 事 務 所 費	
金 額	4,040 円	
支出年月日	2020 年 4 月 27 日	
支 出 内 容	10 月 31 日～11 月 1 日 ・中核都市サミット in 長野 台風の影響による中核都市サミット中止のキャンセル料 と振込手数料	
支 出 先	別添、領収書のとおり	

領 収 書 (該当○印)	☒ (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

別紙

領収書添付用紙

支出書整理 No.2-5

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

収入
印紙



AB No. 103281

お客様コード 104698

2019年11月1日

八杉光乗

領収証 RECEIPT

RECEIVED FROM: 八杉 様

領収金額 THE SUM OF ¥ 1,800-

但し FOR JR東日本手数料

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金額又は有価証券の
受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

FORM OF PAYMENT	
現金 CASH	☒
小切手 CHECK	☐
銀行振込 BANK REMITTANCE	☐
ギフト券 GIFT TICKET	☐
クレジットカード CREDIT CARD	☐

東武トップツアーズ株式会社

〒720-0812 橋山市殿町1丁目1
TEL 084-923-2000
FAX 084-921-7100

収入
印紙



AB No. 103287

お客様コード 104698

2019年11月5日

宮地毅

領収証 RECEIPT

RECEIVED FROM: 宮地 様

領収金額 THE SUM OF ¥ 1,580-

但し FOR JR東日本手数料

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金額又は有価証券の
受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

FORM OF PAYMENT	
現金 CASH	☒
小切手 CHECK	☐
銀行振込 BANK REMITTANCE	☐
ギフト券 GIFT TICKET	☐
クレジットカード CREDIT CARD	☐

東武トップツアーズ株式会社

〒720-0812 橋山市殿町1丁目1
TEL 084-923-2000
FAX 084-921-7100

領收書添付用紙

支出書整理 No.2-5

(領收書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

電信		振込金(兼手数料)受取書																	
ご依頼日 年 / 月 日 和暦 年 月 日		右記の「預金払戻請求書」による振込(欄)に○がある場合は、「振込受付書」として、○がない場合には「振込金受取書」として使用します。																	
お 受 取 人	銀行名：漢字などで記入ください (左詰)					銀行：廣協 信金 信組 その他					支店・出張所名：漢字などで記入ください (左詰)								
	普通 当座 貯蓄 その他					口座番号					金額								
	該当に○を記入ください										十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一								
フリガナ・カタカナで記入。濁点(・)半濁点(゜)も一字です。										金額・受取人は訂正いたしません。									
漢字など(お受取人さまのおなまえをご記入ください)										手数料区分									
株式会社 日本銀行										現金 振替 後納 その他									
ご連絡先電話 () -										C 〇 依 頼 人									
										店 番									
										C M F 番 号									
										手 数 料									
										660 円									
										公金振込の場合									
お受取人さまが指定した番号がある場合 (お名前の上に数字を入れる時記入)										手 数 料									
										660 円									
フリガナ・カタカナで記入。濁点(・)半濁点(゜)も一字です。										手 数 料									
										660 円									
										660 円									
漢字など(あなたさまのおなまえをご記入ください)										手 数 料									
福山市議会 新政クラブ										660 円									
福山市東税町3-5										660 円									
ご連絡先電話 084928-1123										660 円									

お願い

- 午後2時以降のご依頼は当日中に到着しない場合もございます。ご了承ください。
- ご記入相違などがありますと、照会等のために振込が遅延することがあります。
- 通信回線の障害等やむを得ない事由により振込が遅延することがありますのでご了承ください。

毎度ひろぎんをご利用いただきましてありがとうございます。
今後ともよろしくお願い申し上げます。





[振込金受取書]
 〈現金・小切手〉
 印紙200円
 振込金+手数料が
 5万円未満非課税

 [振込受付書]
 〈払戻請求書〉
 非課税

(322-056) b A5 N40 2/2 26.6 (TF)